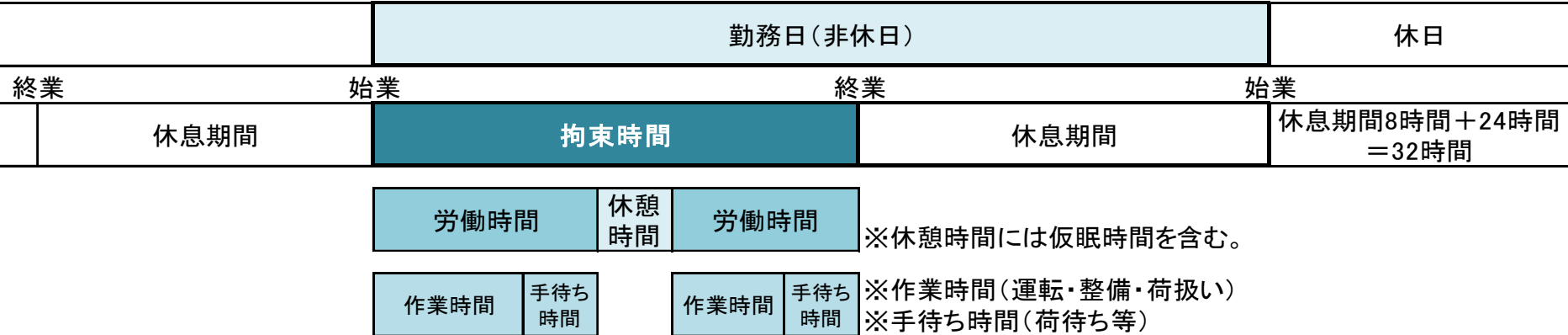


■トラックドライバーの労働時間等のルールの概要【参考】

●拘束時間と休息期間の考え方



●改善基準告示の概要

- 1. 拘束時間（始業から終業までの時間）
 - ・ 1 日 原則 1 3 時間以内（最大 1 6 時間）
 - ・ 1 5 時間超えは 1 週間 2 回以内
 - ・ 1 か月 2 9 3 時間以内
 - ※ 労使協定があるときは、1 年のうち 6 か月までは、1 年間についての拘束時間が 3, 516 時間を超えない範囲内において 1 か月 320 時間まで延長可
 - ※ 2 人乗務の場合、隔日勤務の場合、フェリーに乗船する場合に特例あり（16 時間を超える拘束時間も可）
- 2. 休息期間（勤務と勤務の間の自由な時間）
 - ・ 継続 8 時間以上
 - ※ 2 人乗務の場合、隔日勤務の場合、フェリーに乗船する場合に特例あり
- 3. 運転時間
 - ・ 2 日平均で 1 日 9 時間以内
 - ・ 2 週間平均で 1 週間 4 4 時間以内
- 4. 連続運転時間
 - ・ 4 時間以内（連続運転時間は、1 回が連続 10 分以上かつ合計が 30 分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間）
- 5. 休日労働
 - ・ 2 週に 1 回以内、かつ 1 か月及び拘束時間及び最大拘束時間の範囲内

●労働基準法による休日の取得

- ・ 毎週少なくとも 1 日の休日か、4 週間を通じて 4 日以上の日を与えなければならない